

竜王町指定有形文化財 中津井文書

なかついもんじょ

中津井文書 133 点

附 納入箱（内箱） 1 合

附 納入箱（外箱） 1 合

附 納入箱鍵 1 本

指定日：令和4年2月22日

所有者：蒲生郡竜王町

川上自治会、弓削自治会、川守区、綾戸自治会、駕輿丁自治会

管理者：町内 川上区在住の個人

中津井は、中世から近現代に至るまで当町域で最も多くの水田を潤した農業用水であり、その水利についての定めや申し合わせ等を関係する村々が書き記したものが中津井文書です。

現在、所有者は、川上・弓削・綾戸・駕輿丁の自治会と川守区で、保管者は、大字川上在住の個人です。二重の木箱に納められ、麻縄で亀甲縛りのうえに紙で厳封されていることで文化財としての価値をより高めています。

作成年代は、中世から近現代で、内訳は、中世7点、近世24点、近現代102点。近現代が中心です。

中でも、私たちに馴染みのある戦国武将の柴田勝家が織田政権期に当地を治めていた時、彼が発給した書下と裁許条々が伝えられていて、その水利権を示す証拠史料としてその後もしばしば引用されたもので貴重な文書と言えます。

また、明治初期、中津井郷から滋賀県庁へ出された願書や訴状、また県からの達し文などもあり、特に、明治5年（1872）中津井郷と宮井郷との間で激しい水争いが起き、一旦は宮井の勝訴でしたが明治10年（1877）東京上等裁判所で宮井敗訴の判決が下されたという一連の文書が良好な状態で保管されていて当地に伝わる県政初期の公文書としても貴重です。

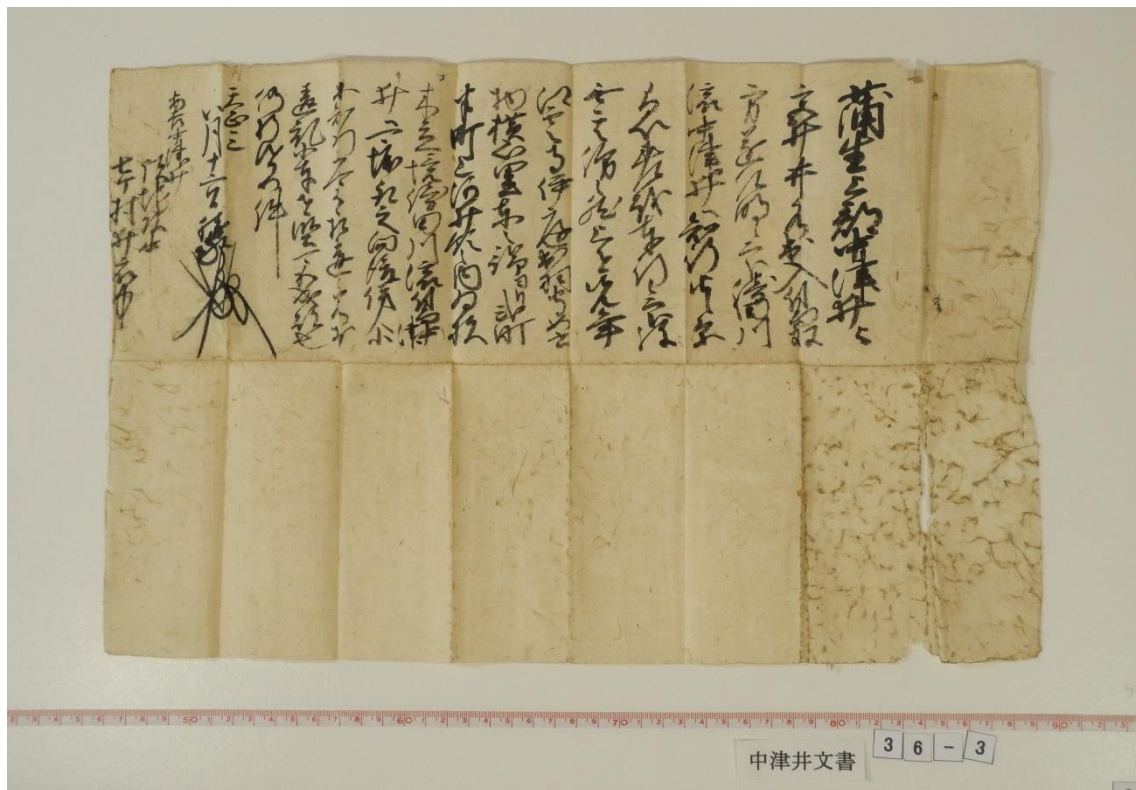
総じて、文書数は多くはありませんが、中世から現代までの重要な史料が厳選して保存されており、中津井の歴史を辿れる優れた文書群で、当町に残る用水組合文書としてのまとまりの良さでも突出しています。また、近代初期の資料が充実している点では、県内でも稀有のものです。

中津井文書 納入箱の封入状態

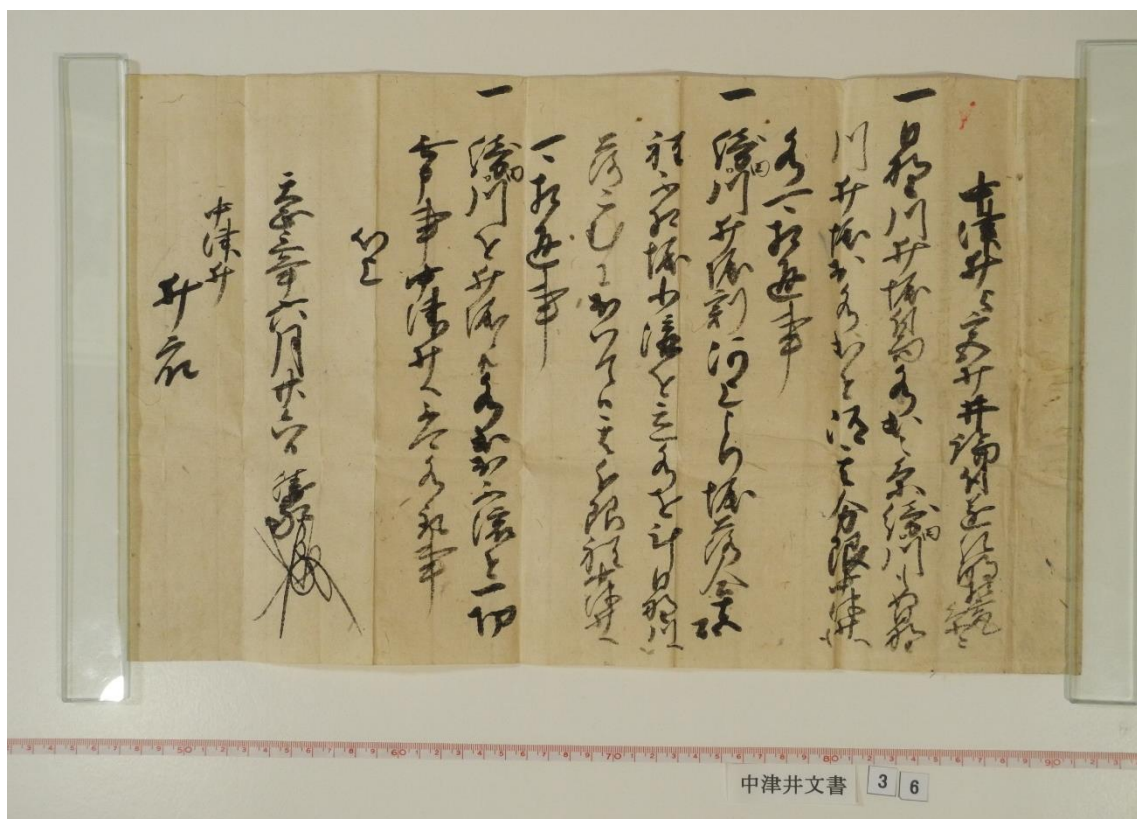


厳封された状況

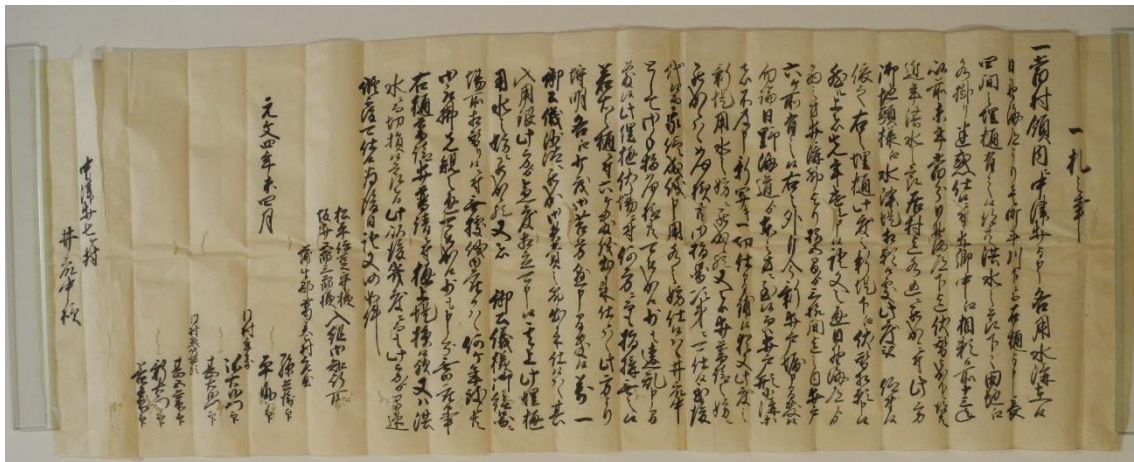
〔柴田勝家書下〕 天正 3 年（1572）8 月 12 日付け



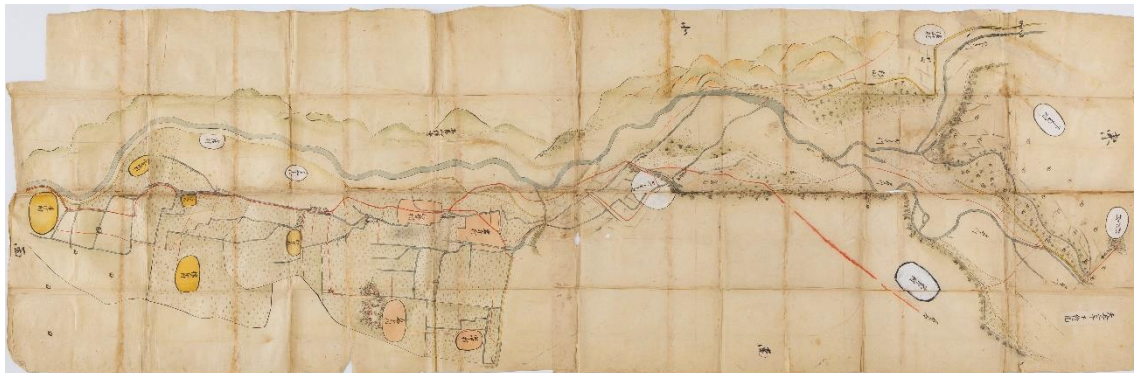
〔柴田勝家裁許条々〕 天正 3 年 6 月 26 日付け



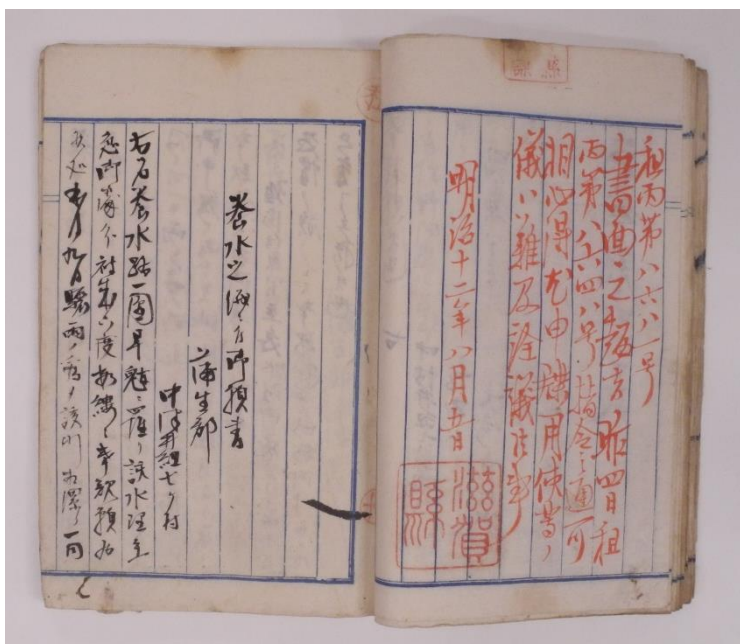
元文4（1739）年末4月付け



中津井井筋絵図 正徳5年（1715）4月作成



中津井組水論一件 明治12年



114 写真（昭和27年の二之樋修築）

